（債権者への通知等）

第七十八条　［略］

２　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をしたとき又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込みに係る手続がなされたときは、第二十三号書式（その一）、同書式（その二）、同書式（その三）又は同書式（その四）の国庫金振込通知書を債権者に送付しなければならない。

３　［略］

４　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をする場合又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込みに係る手続がなされる場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ第二十三号書式（その一）、同書式（その二）、同書式（その三）又は同書式（その四）の国庫金振込通知書を債権者に送付することができる。

５　［略］

第18号書式

［書式　略］

備考

［１・２　略］

３　金銭登録機を用いて現金の出納を行う国税収納官吏又は分任国税収納官吏（国税収納官吏代理又は分任国税収納官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下この項において「指定国税収納官吏等」という。）にあつては、領収証書であることを表示する文字、納税者又は納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額及び受入科目の表示に代わるべきものとして財務大臣が定める符号及び指定国税収納官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定国税収納官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納税者又は納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類（以下「書面等」という。）の送付又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織（国税局及び沖縄国税事務所並びに税務署の国税収納命令官、分任国税収納命令官、国税収納命令官代理及び分任国税収納命令官代理（以下この項において「国税収納命令官等」という。）並びに指定国税収納官吏等がその所掌に属する国税等の徴収及び収納に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と国税収納命令官等及び指定国税収納官吏等の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。）をもつて領収済報告書の送付に代えることができる。

［４～６　略］

第22号書式

［書式　略］

備考

［１～９　略］

10　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、３及び４にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

（債権者への通知等）

第七十八条　［同上］

２　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をしたとき又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込に係る手続がなされたときは、第二十三号書式（その一）、同書式（その二）又は同書式（その三）の国庫金振込通知書を債権者に送付しなければならない。

３　［同上］

４　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をする場合又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込に係る手続がなされる場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ第二十三号書式（その一）、同書式（その二）又は同書式（その三）の国庫金振込通知書を債権者に送付することができる。

５　［同上］

第18号書式

［書式　同左］

備考

［１・２　同左］

３　金銭登録機を用いて現金の出納を行う国税収納官吏又は分任国税収納官吏（国税収納官吏代理又は分任国税収納官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下この号において「指定国税収納官吏等」という。）にあつては、領収証書であることを表示する文字、納税者又は納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額及び受入科目の表示に代わるべきものとして財務大臣が定める符号及び指定国税収納官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定国税収納官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納税者又は納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類をもつて領収済報告書に代えることができる。

［４～６　同左］

第22号書式

［書式　同左］

備考

［１～９　同左］

［項を加える。］